

平成二十年十月十六日提出
質問第一二六号

「消された年金」問題に関する質問主意書

提出者
長妻昭

「消された年金」問題に関する質問主意書

厚生年金の標準報酬月額や加入期間の改ざんの疑いで受給額が減ってしまう、いわゆる「消された年金」問題についてお尋ねする。

一 政府は、一四四万件という数字を公表したが、この数字は、改ざんの疑いがある件数と考えてよろしいか。

二 この数字は三条件いずれかに当てはまる延べ件数と聞いているが、二条件を満たす数字は、それぞれいくらか。すべての二条件ずつ三パターンをお示し願いたい。また、それぞれのうち、受給者の件数及び人数をお示し願いたい。

三 一四四万件の実数をお示し頂き、その実数のうちの、受給者の件数と人数をお示し願いたい。なぜ、戸別訪問はそのうちの二万人超だけなのか。

四 いわゆる「消された年金」の実数は一〇〇万件を上回ると考えているのか。どの程度であると推計しているのか。

五 質問主意書によるお尋ねに関しても、答弁前に、事前に自民党国対へお知らせしたり、相談したり、す

ることがあるのか、お示し願いたい。

事前審査制は、自民党国対が各省庁の資料作成の作業量を調査するために始めたと聞くが、その調査結果は出たのかお聞き及びか。また、その調査結果に基づいて、指示があつたとすれば、どのようなものだったのか。

六 仮に自民党国対から、野党やマスコミに対する資料提供を止められた時に、どのような対応をするのか。

七 大臣が公表の是非を判断する際には、自民党国対の意向も判断材料の一つに入るのか。以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことを願います。

右質問する。